



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

平成 26年12月24日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 夏井智毅

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

「がん原性指針」が改正されました

厚生労働大臣は、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき、**がんを起こすおそれのある化学物質について**、労働者の健康障害を防止するための指針を公表しています。今般、平成26年10月31日付けで、DDVPIほか4物質を対象物質に追加するなど、指針の改正が行われています。（健康障害を防止するための指針公示第25号）

対象化学物質の取り扱い等について以下のパンフレットおよび指針によりご確認ください。

↓ 各資料をクリックしてください。

別添1 [「化学物質による健康障害防止指針\(がん原性指針\)を改正しました」\(パンフレット\)](#)

別添2 関係通達(厚生労働省HPへリンク)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/131029-1.html>